2025年1月28日

各　　位

会 社 名　I-PEX株式会社
代表者名　代表取締役　社長執行役員　土山　隆治
（コード番号 6640　東証プライム市場）
問合せ先　執行役員　財務統括部長　嶋崎　岳志
（TEL. 075－611－7155）

「臨時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2025年1月23日付で掲載いたしました、当社の「臨時株主総会招集ご通知」につきまして、一部修正すべき事項がございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって以下のとおり修正させていただきます。

記

１．修正の理由

「臨時株主総会招集ご通知」40頁に記載の「第２号議案 定款一部変更の件」の「１．提案の理由」の「(2)」の記載内容に修正すべき事項があったため、修正を行うものであります。

２．修正の内容

修正の内容は次のとおりであります。なお、修正箇所は、下線にて表示しております。

【40頁「第２号議案 定款一部変更の件」の「１．提案の理由」の記載の一部】

＜修正前＞

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合、当社の発行済株式総数は９株となり、また、当社の株主はUDON株式会社、ＤＭＣ株式会社、小西大樹氏、小西達也氏及び小西玲仁氏のみとなることから、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主はUDON株式会社、ＤＭＣ株式会社、小西大樹氏、小西達也氏及び小西玲仁氏のみとなることから、株主総会参考書類の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

＜修正後＞

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合、当社の発行済株式総数は10株となり、また、当社の株主はUDON株式会社、ＤＭＣ株式会社、小西大樹氏、小西達也氏及び小西玲仁氏のみとなることから、単元株式数を定める必要性がなくなり

ます。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株式についての権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は UDON 株式会社、ＤＭＣ株式会社、小西大樹氏、小西達也氏及び小西玲仁氏のみとなることから、株主総会参考書類の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 15 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

以　上